

6-4 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成10年9月16日

岡機構規程第8号

岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第3条及び第6条の規定に基づく岡崎国立共同研究機構分子科学研究所の研究教育職員の任期については、この規則の定めるところによる。

(教育研究組織、職及び任期)

第2条 任期を定めて任用する研究教育職員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、文書により、任用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

附則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

教育研究組織	職	任期	再任の可否
(法第4条第1項第1号) 理論研究系 分子構造研究系 電子構造研究系 分子集団研究系 相関領域研究系 極端紫外光科学研究所 錯体化学実験施設	助手	6年	可 (ただし、再任の場合の任期は3年とする。)